

外食トレンド通信

Vol.
16

2023年10月より始まる インボイス制度

正式名称	適格請求書保存方式
内容	インボイス制度とは「適格請求書(インボイス)」を用いて、仕入税額控除を受けるための制度です。適格請求書(インボイス)の保存を要件として、仕入税額控除を受けることができます。
対象者	適格請求書発行事業者＝インボイスの発行事業者として登録を受けた事業者。課税事業者のみ登録可
スケジュール	2021年10月1日 登録申請受付開始 2023年3月31日 登録申請受付期限 (2023年10月1日からインボイス制度を受ける場合) 2023年10月1日 インボイス制度導入開始

飲食業におけるインボイス制度の注意点

- 登録申請書の標準処理期間
 - e-TAXによる提出 約3週間
 - 書面による提出 約1ヶ月半早めの申請がおすすめ！7月末までには申請を行い、9月末には登録の完了を。
- インボイスに対応しないと**接待等で経費**にしたいお客様からは避けられてしまう可能性がある。
- お客様が経理などにインボイス事業者で会食するよう言われてしまう可能性も。
- 極論ではあるが、すべてのお客様が領収書を切らない、一般消費者であれば、インボイスへの対応は不要。
- 簡易インボイスはPOSレジを利用していれば簡単に発行できる手書きでも発行可能ですが様式を合わせなければならず手間が増加。
- 卸売市場法に規定する卸売市場において、せりなどで購入した商品の場合、適格請求書が貰えなくても大丈夫。

インボイス対応の領収書とは

簡易適格請求書(簡易インボイス)記載事項

1 インボイス発行事業者の氏名
又は名称及び「登録番号」

2 取引年月日

3 取引内容(軽減税率の対象品目がある旨、
注意書きも合わせて記載)

4 税率ごとに区分して合計した対価の額
(税抜き又は税込み)

5 税率ごとに区分した「消費税額等」
又は「適用税率」

1	スーパー〇〇	1
2	XX年11月30日	東京都… 登録番号 T123456...
領収書		
3	ヨーグルト ※ カップラーメン ※ ビール ※	1 ￥108 1 ￥216 1 ￥550 合計 ￥874
4	8%対象 10%対象	※軽減税率対象 〔内 消費税額 ￥324 〔内 消費税額 ￥24 〔内 消費税額 ￥550 〔内 消費税額 ￥50 お預かり ￥1,000 お釣 ￥126
5	適用税率又は消費税額等の どちらかを記載 ※両方記載することも可能	

(注)簡易インボイスの交付が認められるのは「不特定多数の者に対して販売等を行う一定の業者のみ」

=小売業、飲食業、タクシー業、写真業、旅行業、不特定多数に対して行う駐車場業など

インボイス対応の領収書とは

課税事業者=消費税を納付している事業者

1 インボイス登録申請書を所轄の税務署(インボイス登録センター)に提出(郵送又はe-Tax電子申請)

2 税務署にて審査後、登録番号が事業者宛てに通知(郵送又はe-Tax電子通知)

3 登録年月日以降、インボイスの発行が可能

免税事業者

1 課税事業者となることのメリット・デメリットを勘案し、インボイス登録を行うか否かを決定

2-1 登録する場合、課税事業者の1~3と同じ※

2-2 登録しない場合、対応の必要なし

※2029年9月30日までに登録の場合、以降に登録の場合は、インボイス登録申請書提出前に、
課税事業者選択届出書を税務署に提出する必要あり。

(情報出典:FOOD OAG)

未着手であればまずは税理士さん等の相談を!!